ASBJ

第 540 回企業会計基準委員会

資料番号　審議事項(1)-2

日付　2025 年 2 月 3 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	IFRS 第 9 号の定めの取入れに関して聞かれた意見への対応に関する検討（ステップ 6）

I. 本資料の目的

1. 本資料は、これまでに提案した IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の定めの取入れに関して聞かれた意見への対応に関する事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本論点を取り上げる理由

2. IFRS 第 9 号の減損の定めの取入れ方について、次の企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会において、事務局から提案を行い、意見をいただいた。

審議を行った企業会計基準委員会等	検討の対象とした定め
第 536 回企業会計基準委員会（2024 年 11 月 18 日開催）及び第 228 回金融商品専門委員会（2024 年 11 月 12 日開催）（以下合わせて「第 536 回企業会計基準委員会等」という。）	IFRS 第 9 号第 5.5.1 項から第 5.5.20 項
第 537 回企業会計基準委員会（2024 年 12 月 3 日開催）及び第 229 回金融商品専門委員会（2024 年 12 月 2 日開催）（以下合わせて「第 537 回企業会計基準委員会等」という。）	IFRS 第 9 号第 5.5.11 項及び B5.5.1 項から B5.5.27 項
第 538 回企業会計基準委員会（2024 年 12 月 25 日開催）及び第 230 回金融商品専門委員会（2024 年 12 月 18 日開催）（以下合わせて「第 538 回企業会計基準委員会等」という。）	IFRS 第 9 号第 5.5.6 項、第 5.5.15 項から第 5.5.20 項、B5.5.28 項から B5.5.55 項及び付録 A

3. 本資料においては、審議において聞かれた意見のうち次の点について、事務局による分析及び対応案をお示しする。

(1) 予想信用損失及び信用損失の定義

(2) 予想信用損失の見積高に基づく貸倒引当金

(3) デフォルト・リスク

(4) 信用リスクの著しい増大（SICR）の評価

(5) 営業債権（受取手形、売掛金以外の営業債権の取り扱い）

(6) その他取り入れる文言及び取り入れる場所の見直し

III. 事務局による分析及び提案

「予想信用損失」及び「信用損失」の定義

（聞かれた意見）

4. 第 538 回企業会計基準委員会等において、IFRS 第 9 号付録 A の「予想信用損失」及び「信用損失」について、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び新たに開発する適用指針（以下「新適用指針」という。）に以下の通り取り入れる提案を行った。

金融商品会計基準

IFRS 第 9 号の定めの取入れイメージ	金融商品に関する会計基準（現行）
Ⅳ．金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等 **1．債権**	**Ⅳ．金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等** **1．債権**
（注 X）予想信用損失について 予想信用損失とは、金融商品の予想信用存続期間にわたる信用損失を加重平均したものをいう。 信用損失とは、企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべ	（新　設）

てのキャッシュ・フローとの差額（すなわち、すべてのキャッシュ・フローの不足額）を現在価値に割り引いたものをいう。	

新適用指針

IFRS 第 9 号の定めの取入れイメージ
X. 信用損失の見積高の算定においては、金融商品の予想存続期間を通じて、金融商品のすべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）を考慮することにより、キャッシュ・フローの見積りを行う。キャッシュ・フローの見積りの際、担保の売却や契約条件と不可分の他の信用補完により生じるキャッシュ・フローを考慮する。 X. 前項にかかわらず、金融商品の予想存続期間を信頼性をもって見積ることができない稀な場合には、予想存続期間に代わり、残存契約期間を用いる。

5. 前項の事務局提案に対して、次の意見が聞かれた。

(1) 「予想信用損失」は、債務不履行リスクでウェイト付けした加重平均という点がその特徴であると考えられる。この点、金融商品会計基準への取入れイメージでは、予想信用損失の算定方法として確率により加重計算されることが示されている一方、「予想信用損失」の定義においてもそのような内容が示されている。この点、確率加重する点を定義に含めるのかどうかも含めて、文案作成時には用語の使い方を検討して頂きたい。

(2) 「予想信用損失」の定義における「加重平均」という用語はわかりにくく、「加重」を「確率加重」と記載するか、または「加重」を除いて「期待値」と記載するなど、文言を工夫して、よりわかりやすい表現とすることが望ましい。

(3) 金融商品会計基準への取入れイメージにおいては、「予想存続期間にわたる」という表現が予想信用損失の定義に含まれており、信用損失の定義には含まれていない。一方、新適用指針への取入れイメージにおいては、信用損失は、予想存続期間を通じて見積もることが示されている。この点、「予想信用損失」と「信用損失」の違いがわかりにくい印象を受ける。

(4) 「信用損失」の定義においては信用損失の見積り方法を記載している一方、取

入れイメージの中には「信用損失の実績」という表現もあり、「信用損失」という用語を様々な意味で使用しているように思われる。このため、文案作成時には「信用損失」という用語の使い方を再検討して頂きたい。

（分析）

6. 前項(1)、(2)及び(3)の意見について、IFRS 第 9 号付録 A「予想信用損失」では、予想信用損失は、「信用損失をそれぞれの債務不履行リスクでウェイト付けした加重平均」とされている。第 538 回企業会計基準委員会等では、日本基準とするに当たり言い回しを見直した上で事務局提案を行ったが、その結果、IFRS 第 9 号と乖離したと考えられる。このため、できるだけ IFRS 第 9 号の表現に揃えることが考えられる。

7. 前項の検討を踏まえると、予想信用損失の定義案から「金融商品の予想信用存続期間にわたる」を削除することが考えられる。また、「それぞれの債務不履行リスクでウェイト付けした」に関しては、新適用指針と組み合わることなくこの表現だけで理解するのは困難と考えられることから取り入れず、新適用指針における「結果の確率加重」の章と連携できるように、「加重平均したもの」を「確率加重したもの」とすることが考えられる。

8. 次に、本資料第 5 項(4)については、聞かれた意見を受けて、「信用損失」の用語の使い方について事務局がこれまで提案した IFRS 第 9 号の取入れのイメージを確認した。その結果、(a)予想存続期間を通じて考慮するキャッシュ・フローの不足額という意味で用いられている場合と、(b)過去に発生した信用損失という意味で用いられている場合に大きく分けられることが識別された。

9. ここで、前者(a)については、本資料第 4 項で提案している定義の内容であるため、用語の変更は不要であると考えられる。一方、(b)については、過去に発生したものについては「貸倒」と呼ぶことができると考えられることから「貸倒実績」等の用語に変更することが考えられる。この場合、「貸倒実績」には、元本だけでなく、利息に関する未回収も考慮したものであることを結論の背景に記載することが考えられる。

（事務局提案）

10. 本資料第 4 項から前項までの分析に基づき、金融商品会計基準に取り入れる予想信用損失及び信用損失の定義を次のとおりとすることが考えられるがどうか。

今回提案する定めの取入れイメージ	前回提案した定めの取入れイメージ

Ⅳ．金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等 1．債権	Ⅳ．金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等 1．債権
（注5-2）予想信用損失について 予想信用損失とは、~~金融商品の予想信用存続期間にわたる~~信用損失を確率加重~~平均~~したものをいう。 信用損失とは、企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額（すなわち、すべてのキャッシュ・フローの不足額）を現在価値に割り引いたものをいう。	（注X）予想信用損失について 予想信用損失とは、金融商品の予想信用存続期間にわたる信用損失を加重平均したものをいう。 信用損失とは、企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額（すなわち、すべてのキャッシュ・フローの不足額）を現在価値に割り引いたものをいう。

11. また、過去に発生した信用損失という意味で用いられている「信用損失」について、「貸倒実績」等の用語とすることが考えられるがどうか。

予想信用損失の見積高に基づく貸倒引当金

（聞かれた意見）

12. 第536回企業会計基準委員会等において、IFRS第9号第5.5.1項の定めの金融商品会計基準への取入れ方を検討した際に、現行の金融商品会計基準で用いられている「貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金」という用語を「予想信用損失の見積高に基づいて算定された貸倒引当金」に置き換えることを事務局提案した。

13. 前項の事務局提案に対して以下の意見が聞かれた。

(1) 「予想信用損失の見積高に基づいて算定された貸倒引当金」という用語について、言葉が重複している印象を受けるため、「見積高」は不要と考える。

(2) 「予想信用損失の見積高に基づいて算定された貸倒引当金」という用語について、予想信用損失は見積りの結果であるため、「見積高」と記載することは冗長ではないか。

(3) 「予想信用損失の見積高」については単に「予想損失額」という表現とするこ

とが考えられる。

(4) 「貸倒引当金」という用語を変更した場合、経営管理資料等にも影響を及ぼす可能性があるため、オンバランスされている項目に対しては引き続き「貸倒引当金」という用語を用い、それ以外については別の用語を用いることが考えられる。

(5) 貸倒引当金は予想信用損失と合致する概念なのかという点、債務保証に対する引当は貸倒引当金ではない点及び企業会計原則との関係性も踏まえて、「貸倒引当金」という用語を引き続き使用することが適切か検討して頂きたい。

（分析）

14. 前項(1)から(3)は、「予想信用損失の見積高」という用語に含まれる「予想信用損失」には見積りの要素が含まれていることから、「見積高」という用語は不要であるという意見であると考えられる。この点、聞かれた意見を踏まえて、「見積高」という用語を使用しないことが考えられる。

15. 次に、第 13 項(4)及び(5)は、減損の定めの対象に含まれるローン・コミットメントと金融保証契約に関する引当金は「貸倒引当金」という概念には含まれないため、別の用語が必要であるという意見であると考えられる。

16. 前項の論点については、次の案が考えられる。

案 1：オンバランス項目については「予想信用損失に基づく貸倒引当金」を用いる一方、オフバランス項目については「予想信用損失引当金」を用いる。

案 2:オンバランス項目及びオフバランス項目のいずれにも「予想信用損失引当金」を用いる。

17. 案 1 については、実務において「貸倒引当金」という用語が浸透していることからオンバランス項目については「予想信用損失に基づく貸倒引当金」を用いる一方、オフバランス項目についてはその内容を示す用語として「予想信用損失引当金」を用いるものである。一方、案 2 は、オンバランス項目及びオフバランス項目で用語を変える必然は必ずしもないとして、両者とも「予想信用損失引当金」という同じ用語を用いるものである。

18. 本企業会計基準委員会においては、案 1 又は案 2 のいずれとすべきかについてご意見を伺いたい。

（事務局提案）

19. 本資料第 14 項から前項までの分析に基づき、第 536 回企業会計基準委員会等において事務局提案した「予想信用損失の見積高に基づいて算定された貸倒引当金」について、「見積高」を使用しないこととした上で、本資料第 16 項の案 1 又は案 2 のいずれとすべきかについてご意見を伺いたい。また、他の適切な用語が考えられる場合には、ご教示頂きたい。

デフォルト・リスク

（聞かれた意見）

20. 第 536 回企業会計基準委員会等において、IFRS 第 9 号第 5.5.9 項の取入れについて、「デフォルト・リスクの変動」として金融商品会計基準第 27 項に取り入れることを事務局提案した。

21. 前項の事務局提案に対して以下の意見が聞かれた。

(1) IFRS 第 9 号を部分的に金融商品会計基準に取り入れた場合、その意味を理解することが難しくなることを懸念する。例えば、「デフォルト・リスク」と「信用リスク」の違いは分かりにくく、前者は「債権のデフォルト確率」というような表現もあり得ると考える。このように、概念が伝わるように意訳して IFRS 第 9 号の定めを金融商品会計基準へ取り込むのがよいと考える。

(2) 「デフォルト・リスク」がいわゆる Probability of default（PD）のことを示しているのであれば、SICR の評価について、「デフォルト・リスクの変動に基づいて」と言うよりも、「倒産確率の変動に基づいて」と言った方が理解しやすくなると考える。

(3) IFRS 第 9 号第 5.5.9 項においては、1 文目に信用リスクの変動について記載しており、2 文目に債務不履行発生のリスクの変動について記載しているため、2 文目は一段下位の位置づけにあると読むことができる。金融商品会計基準には信用リスクの著しい増大という点のみ記載し、デフォルト・リスクについては新適用指針に記載することがよいと考える。

（分析）

22. 「デフォルト・リスク」の用語については、第 479 回企業会計基準委員会（2022 年 5 月 17 日開催）及び第 180 回金融商品専門委員会（2022 年 5 月 9 日開催）において、「債務不履行リスク」という用語を用いることを事務局より提案したところ、次の意見が聞かれた。

(1) 債務不履行という用語が用いられているが、民法上の債務不履行の定義との混同を招くおそれがあるため、会計基準上では IFRS 第 9 号の原文どおりにデフォルトとするなど用語の再検討が必要ではないか。

23. 前項の意見を受けて、IFRS 第 9 号の金融商品会計基準への取入れの際に「デフォルト・リスク」として取り入れることを提案したところ、本資料第 21 項の通り、「デフォルト・リスク」の用語の見直しを求める意見が聞かれた。このため、次項以降において「デフォルト・リスク」の用語について検討する。

24. まず、「デフォルト」という用語を他の用語で置き換えられるかについては、金融商品会計基準及び新適用指針において、IFRS 第 9 号と同様に、「デフォルト」を具体的に定義せず、企業が内部信用リスク管理で用いている定義を用いることを提案している。このため、他の一般的な用語を用いることは困難と考えられ、「デフォルト」という用語を用いることにせざるを得ないと考えられる。

25. 次に、「デフォルト」という用語を用いる前提で「デフォルト・リスク」の明瞭化について検討する。前項のとおり、「デフォルト・リスク」は、企業が内部信用リスク管理で用いている定義における「デフォルト」が発生するリスクという意味であり、倒産確率と必ずしも同義ではない[1]と考えられる。また、仮に「デフォルト確率」とした場合、すべての企業に Probability of default (PD) を計算することを求めるような誤解を与える懸念がある。このため、「デフォルト」又は「リスク」を他の用語で置き換えることは必ずしも適切でないと考えられる。

26. 前項を踏まえると、「デフォルト」及び「リスク」を使用しつつ、デフォルト事象が発生するリスクであることをより明瞭化するために、「デフォルト・リスク」を「デ

---

[1] IFRS 第 9 号 BC5.157 項（ここでは「デフォルト」を「債務不履行」と翻訳している。）において、デフォルトの発生リスクに関する用語の検討に関する説明がなされている。

「IASB は、信用リスクの変動を評価するための具体的な又は機械的なアプローチを定める意図はなかったこと、また、適切なアプローチは、企業の洗練度の相違や、金融商品、データの利用可能性によって異なるであろうことに留意した。IASB は、「債務不履行発生の確率」という用語の使用は、債務不履行発生のリスクという概念を反映することを意図したものであることを確認した。倒産確率の具体的な測定値は、これを評価することのできる方法の 1 つであるが、IASB は、この評価を行うために特定の情報源を用いることを要求することは適切ではないと決定した。これは、信用分析は他要素の全体論的な分析であり、当該分析を行う際に、企業にはデータの利用可能性の相違があるからである。そうした相違には、ある具体的な要因が関連性があるかどうかや、商品の種類に依存する他の要因との比較でのウェイト付け、金融商品の特性、顧客のほか、地域などが含まれる。しかし、誤った解釈のリスクを減らすため、IASB は、用語を「債務不履行発生の確率」から「債務不履行発生のリスク」に変更することを決定した。」

フォルト発生リスク」とすることが考えられる。

27. また、本資料第 21 項(3)の「デフォルト・リスク」の定めの記載場所に関する意見については、デフォルトの発生するリスクの変動に基づいて SICR の評価を行うことは減損の定めの中心となる考え方であると考えられるため、新適用指針ではなく、金融商品会計基準において取り入れることが必要であると考えられる。

28. なお、IFRS 第 9 号 B5.5.37 項のデフォルトの定義やデフォルトに関する反証可能な推定については、詳細な定めとして、新適用指針に取り入れることが考えられ、これらの取入れについては、第 538 回企業会計基準委員会等の事務局提案から変更していない。

（事務局提案）

29. 本資料第 22 項から前項までの分析に基づき、これまでの金融商品会計基準及び新適用指針の定めの提案において用いられていた「デフォルト・リスク」という用語を「デフォルト発生リスク」に置き換えることが考えられるがどうか。

SICR の評価

（聞かれた意見）

30. 第 536 回企業会計基準委員会等において、IFRS 第 9 号第 5.5.3 項及び第 5.5.5 項を「当初認識以降に」という文言を含めないよう修正した上で、金融商品会計基準に取り入れることを事務局提案した。

31. 前項の事務局提案に対して以下の意見が聞かれた。

(1) 金融商品会計基準には「当初認識以降に」という文言を含めないとする事務局提案に関して、信用リスクが著しく増大しているか否かは起点がないと判断できないこと、当該文言は IFRS 第 9 号の基本的な部分であってハイレベルな内容であること及びステップ 4 においても IFRS 第 9 号の基本原則は維持したうえで簡便的な会計処理のオプションを定めていることから、事務局提案に反対する。また、審議事項(3)-4 第 19 項の「期末日において、…信用リスクが著しく増大しているか評価する。」という文案についても起点の表現がないため、不明瞭な文章となっていると考える。

32. また、第 537 回企業会計基準委員会等において、IFRS 第 9 号 B5.5.1 項、B5.5.5 項及び B5.5.6 項並びに B5.5.7 項の定めを新適用指針に取り入れる事務局提案に対して、以下の意見が聞かれた。

(1) IFRS 第 9 号 B5.5.7 項[2]は SICR の評価の考え方を示す重要な定めであると考えており、この観点から、当該定めは金融商品会計基準に取り入れるべきと考える。

（分析）

33. 本資料第 31 項(1)は、SICR の評価を行う際の起点を金融商品会計基準に記載すべきであるという意見と考えられる。

34. 事務局からの当初の提案は、ステップ 4 のオプション B-1 において、SICR が生じているかを判断する際に、債権単位で当初認識時と報告日時点の信用リスクの比較を行うのではなく、債務者単位で前期末と報告日時点の信用リスクの比較を行うということを考慮し、「当初認識以降に」という文言を金融商品会計基準に含めないものであった。

35. この点、第 539 回企業会計基準委員会（2025 年 1 月 21 日開催）及び第 231 回金融商品専門委員会（2025 年 1 月 16 日）では、ステップ 4 のオプションについて、一定の見做しを用いることで実務負担を軽減させつつも、原則的な処理の考え方の大枠から外れないように定めているものであるため、ステップ 4 のオプションは、原則的な処理と考え方が異なる例外の定めというよりは、原則的な処理の考え方の大枠の中で予想信用損失の算定方法を簡素化し実務上の配慮を行ったものと位置付けられると考えられると整理している。

36. 前項の整理を踏まえると、会計基準レベルにおいて「当初認識以降に」に相当する文言を含めても大きな支障はないと考えられる。ここで、「当初認識以降に」は IFRS 会計基準で用いられる用語であるため、日本基準化するに当たり「発生の認識以降に」として取り入れることが考えられる。

37. 加えて、「金融商品」という文言について、「金融商品」は株式やその他有価証券などを含む広い概念であることから、信用リスクに係る減損の定めとして用いるのは適切でないと考えられる。減損プロジェクトにおいて適用対象としているのは、債権、金融保証契約及びローン・コミットメント[3]であるため、これらを総称して「債

---

[2] IFRS 第 9 号 B5.5.7 項

「全期間の予想信用損失を認識すべきかどうかの評価の基礎とするのは、当初認識以降の債務不履行発生の可能性又はリスクの著しい増大（金融商品の価格が信用リスクの増大を反映するために改定されているかどうかは問わない）であり、金融資産が報告日時点で信用減損していること又は実際の債務不履行の発生の証拠ではない。一般に、金融資産が信用減損となるか又は実際の債務不履行の発生の前に、信用リスクの著しい増大がある。」

[3] 減損プロジェクトで対象とする満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の

権等」と定義し、定めに取り入れることが考えられる。

（事務局提案）

38. 本資料第 33 項から前項までの分析に基づき、金融商品会計基準第 27 項について、以下の通り取り入れる文言を修正することが考えられるがどうか。また、「金融商品」という用語について、債権、金融保証契約及びローン・コミットメントを総称して「債権等」と定義し、定めに取り入れることが考えられるがどうか。

今回提案する定めの取入れイメージ	前回提案した定めの取入れイメージ
Ⅴ．予想信用損失~~の見積高~~の算定 **1．予想信用損失~~の見積高~~の算定方法** 27.　予想信用損失~~の見積高~~の算定にあたっては、期末日において、債権、金融保証契約及びローン・コミットメント（以下「債権等」という。）の発生の認識以降におけるデフォルト~~・~~発生リスクの変動に基づいて~~金融商品~~債権等に係る信用リスクが著しく増大しているかどうか評価する。	**Ⅴ．予想信用損失の見積高の算定** **1．予想信用損失の見積高の算定方法** 27.　予想信用損失の見積高の算定にあたっては、期末日において、デフォルト・リスクの変動に基づいて金融商品に係る信用リスクが著しく増大しているかどうか評価する。

営業債権（受取手形、売掛金以外の営業債権の取り扱い）

（聞かれた意見）

39. 第 536 回企業会計基準委員会等において、IFRS 第 9 号第 5.5.15 項の取入れについて、以下の文言で金融商品会計基準に取り入れることを事務局提案した。

範囲に関する議論が継続しており、対象範囲が確定した場合には、追加することになると考えられる。

IFRS 第 9 号の定めの取入れイメージ	金融商品に関する会計基準（現行）
Ⅴ．貸倒予想信用損失の見積高の算定 28-4. 第 28 項及び第 28-2 項にかかわらず、重要な金融要素を含まない受取手形、売掛金については、予想信用損失の見積高を全期間の予想信用損失に等しい金額として算定する。	**Ⅴ．貸倒見積高の算定** （新　設）
28-5. 第 28 項及び第 28-2 項にかかわらず、以下について、会計方針の選択として予想信用損失の見積高を全期間の予想信用損失に等しい金額として算定することができる。 (1) 重要な金融要素を含む受取手形、売掛金 (2) リース債権	（新　設）

40. 前項の事務局提案に対して以下の意見が聞かれた。

(1) 審議事項(3)-4 第 70 項の IFRS 第 9 号の取入れイメージにおいては、単純化したアプローチの適用対象の 1 つとして売掛金を記載している。この点、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）を適用した結果生じる営業債権のうち一部の営業債権は、営業未収金や完成工事未収金と表示されることがある。また、「財務諸表等規則」において、売掛金は、収益認識会計基準を適用した結果生じる営業債権及びその他の営業上の未収金を含めた用語となっている。これらの未収金は単純化したアプローチの適用対象とすることができると考えられるため、文案において単純化したアプローチの適用対象を明確にする必要があると考える。

（分析）

41. 前項(1)は、本資料第 39 項の事務局提案した「受取手形、売掛金」という文言について、その表示科目名にかかわらず、収益認識会計基準を適用した結果生じる営業債権を指すことが明確となる文案に変更すべきであるという意見と考えられる。

42. 前項の意見を受け、IFRS 第 9 号第 5.5.15 項にできるだけ近い表現とし、「受取手

形、売掛金」を「企業会計基準第 29 号『収益認識に関する会計基準』(以下『収益認識会計基準』という。)の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等」に置き換えることにより、受取手形又は売掛金以外の収益認識会計基準の範囲に含まれる営業債権を含むことが明確になると考えられる。

43. また、これに関連して、第 538 回企業会計基準委員会等において、IFRS 第 9 号第 5.5.15 項の一部及び第 5.5.16 項については、定めの内容が他の金融商品会計基準の定めに比して詳細となることから、金融商品会計基準に取り入れず、新適用指針において定めることを事務局提案し、取り入れイメージを次のとおりお示しした。

IFRS 第 9 号の定めの取入れイメージ
X. 会計基準第 28-5 項の適用に当たり、(1)重要な金融要素を含む受取手形及び売掛金、(2)リース債権の区分で適用するかどうかを選択することができる。さらに、リース債権については、ファイナンス・リースに係る債権とオペレーティング・リースに係る債権の区分で適用するかどうかを選択することができる。

44. しかしながら、その後、事務局で全般的な文案の記載を検討したところ、会計基準における単純化したアプローチの記載と同じ箇所に記載した方が理解しやすいと考えられたため、本資料では、IFRS 第 9 号第 5.5.15 項の一部及び第 5.5.16 項については、会計基準レベルで記載するように変更を提案している。

(事務局提案)

45. 本資料第 41 項から前項までの分析に基づき、以下の通り定めの文言を一部の表現の見直しと共に変更することが考えられるがどうか。

今回提案する定めの取入れイメージ	前回提案した定めの取入れイメージ
Ⅴ．予想信用損失~~の見積高~~の算定 28-4. 第 28 項及び第 28-2 項にかかわらず、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)の範囲に含まれる取引から生じた重要な金融要素を含まない受取手形、売掛金等については、予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額として算定する。	**Ⅴ．予想信用損失の見積高の算定** 28-4. 第 28 項及び第 28-2 項にかかわらず、重要な金融要素を含まない受取手形、売掛金については、予想信用損失の見積高を全期間の予想信用損失に等しい金額として算定する。
28-5. 第 28 項及び第 28-2 項にかかわらず、以下について、~~会計方針の選択として~~予想信用損失~~の見積高~~を全期間の予想信用損失に等しい金額として算定することが~~が~~をそれぞれ独立して選択できる。 (1) 収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた重要な金融要素を含む受取手形、売掛金等 (2) リース債権 さらに、リース債権については、ファイナンス・リースに係る債権とオペレーティング・リースに係る債権の区分で選択することができる。[4]	28-5. 第 28 項及び第 28-2 項にかかわらず、以下について、会計方針の選択として予想信用損失の見積高を全期間の予想信用損失に等しい金額として算定することができる。 (1) 重要な金融要素を含む受取手形、売掛金 (2) リース債権

その他取り入れる文言及び取り入れる場所の見直し

46. 前項までに記載の事項のほか、金融商品会計基準及び新適用指針に取り入れる定めの文言の事務局提案に対して、第 536 回企業会計基準委員会等以降の審議において意見が聞かれている。聞かれた意見及び事務局が提案する対応は別紙のとおりである。

(事務局提案)

[4] リース投資資産の取扱いについては、結論の背景において説明することを予定している。

47. 別紙に記載の事務局が提案する対応の通りに金融商品会計基準及び新適用指針に取り入れる文言及び取り入れる場所を変更することが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
本資料第 4 項から前項に示した事務局による分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以　上

別紙：聞かれた意見及びASBJ事務局が提案する対応

IFRS第9号の項番	聞かれた意見	関連する過去の審議における事務局提案	対応
5.5.6	「金融商品の認識の発生の日」という表現は、単語の重複感があること、また、資料(4)第25項の取入れイメージでは「金融商品の発生の認識時」という表現も用いられていることから、全体を見直す際に表現の調整をお願いしたい。	ローン・コミットメント及び金融保証契約については、取消不能のコミットメントの当事者となった日を金融商品の認識の発生の日とみなして、予想信用損失を認識する。	聞かれた意見を受けて減損に関する定めの文言を確認したところ、「認識の発生」と「発生の認識」が混在していることが識別されたため、「発生の認識」で統一する。変更後の文言は以下の通りである。 「ローン・コミットメント及び金融保証契約については、取消不能のコミットメントの当事者となった日を~~金融商品~~債権等の~~認識の発生の日~~発生の認識の日と~~みな~~して、予想信用損失を認識する。」
5.5.10	IFRS第9号第5.5.10項の定めについては、予想信用損失モデルの根幹というよりは、実務に配慮した便法と考えられる。この点、新適用指針に取り入れることを提案しているIFRS第9号第5.5.11項の定めと類似していると考えられること、また、この	27-3. 予想信用損失を見積る金融商品について、期末日において信用リスクが低いと判断さ	聞かれた意見のとおり、本定めは実務上の便法と考えられるため、金融商品会計基準に定めを置かず、新適用指針に取り入れること

IFRS 第 9 号の項番	聞かれた意見	関連する過去の審議における事務局提案	対応
	定めは「できる規定」であることを勘案すると、金融商品会計基準ではなく新適用指針に取り入れることが考えられる。	れる場合には、当該金融商品に係る信用リスクが著しく増大していないと推定することができる。	とする。取り入れる文言は以下の通りである。 「~~予想信用損失を見積る金融商品~~債権等について、期末日において信用リスクが低いと判断される場合には、~~当該金融商品に係る~~債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと推定することができる。」
5.5.11	資料(2)第 88 項の取入れイメージにおいては、「30 日超経過」とするより「1 か月以上経過」とした方が我が国の実務に馴染みやすいと考える。	期日経過の状況よりも将来予測的な情報が過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではない場合、期日経過の情報を用いることができる。この場合、契約上の支払期日から 30 日超経過している場合には、信用リスクが著しく増大して	他の会計基準において「1 か月」が用いられていることとの整合性を考慮し、「30 日」を「1 か月」に置き換える。変更後の文言は以下の通りである。 「期日経過の状況よりも将来予測的な情報が過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではない場合、債権等の発生の認識以降において信用リスクが著しく増大している

IFRS 第 9 号の項番	聞かれた意見	関連する過去の審議における事務局提案	対応
		いると推定する。ただし、契約上の支払期日から 30 日超経過していたとしても、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報によって信用リスクが金融商品の発生の認識以降に著しく増大していないと説明できる場合には、この推定を反証することができる。	かどうかの評価に期日経過の情報を用いることができる。この場合、契約上の支払期日から ~~30 日~~1 か月超経過している場合には、信用リスクが著しく増大していると推定する。ただし、契約上の支払期日から ~~30 日~~1 か月超経過していたとしても、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報によって信用リスクが債権等の発生の認識以降に著しく増大していないと説明できる場合には、この推定を反証することができる。」
5.5.19	X1 項の「事業慣行」という用語は、IFRS 第 9 号において用いられている business practice の翻訳と理解しているものの、「商慣行」や「取引慣行」という用語の方が一般的と考える。	予想信用損失の見積高の算定に使用する見積り期間は、原則として、貸手が信用リスクに晒される契約上の最長期	聞かれた意見を受け、他の会計基準で使われている文言を確認したところ、他の会計基準では「取引慣行」が多く用いられていることから、「事業慣行」を「取引慣行」

IFRS 第 9 号の項番	聞かれた意見	関連する過去の審議における事務局提案	対応
		間を用いる。契約上の最長期間には、延長オプションの期間が含まれる。事業慣行と整合する場合であっても、契約上の最長期間より長い期間を使用しない。	に変更する。変更後の文言は以下の通りである。 「予想信用損失~~の見積高~~の算定に使用する見積り期間は、原則として、貸手が信用リスクに晒される契約上の最長期間を用いる。契約上の最長期間には、延長オプションの期間が含まれる。~~事業慣行~~取引慣行と整合する場合であっても、契約上の最長期間より長い期間を使用しない。」
B5.5.5	資料(2)第 14 項の取入れイメージにおける共通のリスク特性の例示列挙について、IFRS 第 9 号 B5.5.5 項では、「これらに限らない」という文言が文尾に記載されている。この点、実務では様々なグルーピングが想定されること及び実務において共通のリスク特性を例示されているものに限定されると解釈される懸念があることから、新適用指針にもこの文言を加えることが望ましい。	（前略） 金融商品をグルーピングする際に用いられる共通の信用リスク特性には、次が含まれる。 （後略）	例示列挙であることを明確化するため、「次が含まれる」の前に「例えば、」を追加する。 「~~金融商品~~債権等をグルーピングする際に用いられる共通の信用リスク特性には、例えば、次が含まれる。」

IFRS 第 9 号の項番	聞かれた意見	関連する過去の審議における事務局提案	対応
	審議事項(3)-2 第 14 項の取入れイメージにおける共通のリスク特性の例示列挙について、IFRS 第 9 号 B5.5.5 項では、「これらに限らない」という文言が最後に記載されている。この点、他の会計基準では、「次が含まれる」という文言を対象を限定する趣旨で用いている場合があると考えられることから、例示であることを明示することがよいと考える。		
B5.5.5	資料(2)第 14 項の取入れイメージにおける「貸出金対担保評価額比率」という用語について、一般的には Loan to Value という表現が用いられていると考えられるため、括弧書きでこの表現を付した方が良いと考える。	(8) デフォルト・リスクに影響がある場合、ノンリコース貸付金における貸出金対担保評価額比率	ローン・トゥー・バリュー比率あるいは LTV 比率という用語がより一般的に用いられていると考えられることから、以下の通り「貸出金対担保評価額比率」の用語を見直す。 「(8) デフォルト・リスクに影響がある場合、ノンリコース貸付金におけるローン・トゥー・バリュー（LTV）比率」
B5.5.6	資料(2)第 14 項の取入れイメージの 2 つ目の項について、具体的な要求事項が分かりにくい印象を受ける。この点、IFRS 第 9	信用リスクが著しく増大したと見込まれる金	聞かれた意見を踏まえ、IFRS 第 9 号 B5.5.6 項により整合的な文言

IFRS 第 9 号の項番	聞かれた意見	関連する過去の審議における事務局提案	対応
	号 BC5.140 項の内容を結論の背景に記載することにより、会計基準の利用者の理解が深まると考える。 資料(2)第 14 項の取入れイメージの 2 つ目の項について「できる」規定としているが、IFRS 第 9 号 B5.5.6 項は要求事項としているため、内容が異なると考えられる。この点、再検討して頂きたい。 審議事項(3)-2 第 14 項の取入れイメージの 2 つ目の項に記載されている内容は、IFRS 第 9 号 B5.5.6 項と異なるように思われる。この点、IFRS 第 9 号 B5.5.6 項の意図も踏まえて、取入れイメージの表現を再検討して頂きたい。	融商品を共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングできない場合、共通の信用リスク特性によらず、信用リスクが著しく増大したと見込まれる金融商品グループを識別し、当該金融商品グループについて予想信用損失の見積高を算定することができる。	とするために、以下の通り文言を変更する。 「~~信用リスクが著しく増大したと見込まれる金融商品を~~包括的な信用リスクを考慮した集合的な単位で予想信用損失を認識するに当たり、共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングできない場合、~~共通の信用リスク特性によらず、~~信用リスクが著しく増大したと見込まれる~~金融商品~~債権等のグループを識別し、当該~~金融商品~~グループについて予想信用損失~~の見積高~~を~~算定~~認識する~~ことができる~~。」
B5.5.18	IFRS 第 9 号 B5.5.18 項は、SICR の評価方法の選択を柔軟に認めるという点で実務において重要な規定であると考えるものの、審議事項(3)-2 第 80 項の取入れイメージは、「又は」と「及び」の使い方によって SICR の評価方法が限定されているようにも読	信用リスクが著しく増大しているかどうかの評価は、金融商品の信用リスク特性や企業の状況に応じて、統計モデル	聞かれた意見に対応して表現を見直し、以下の通り文言を変更する。 「信用リスクが著しく増大しているかどうかの評価は、~~金融商品~~債権等の信用リスク特性や企業の状

IFRS 第 9 号の項番	聞かれた意見	関連する過去の審議における事務局提案	対応
	めるため、取入れイメージの表現を再検討して頂きたい。	又は信用格付けプロセス、利用可能な定性的情報及び非統計的な定量的情報のいずれか又はその組み合わせにより行う。	況に応じて、統計モデル~~又は~~、信用格付けプロセス、利用可能な定性的情報及び非統計的な定量的情報のいずれか又はその組み合わせにより行う」に修正を行う。
B5.5.20	資料(2)第 88 項の取入れイメージにおいては、「30 日超経過」とするより「1 か月以上経過」とした方が我が国の実務に馴染みやすいと考える。	期日経過の状況よりも将来予測的な情報が過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではない場合、期日経過の情報を用いることができる。この場合、契約上の支払期日から 30 日超経過している場合には、信用リスクが著しく増大していると推定する。ただし、契約上の支払期日から 30 日超経過していた	他の会計基準において「1 か月」が用いられていることとの整合性を考慮し、「30 日」を「1 か月」に置き換える。変更後の文言は以下の通りである。 「期日経過の状況よりも将来予測的な情報が過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではない場合、債権等の発生の認識以降において信用リスクが著しく増大しているかどうかの評価に期日経過の情報を用いることができる。この場合、契約上の支払期日から ~~30 日~~1 か

IFRS 第 9 号の項番	聞かれた意見	関連する過去の審議における事務局提案	対応
		としても、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報によって信用リスクが金融商品の発生の認識以降に著しく増大していないと説明できる場合には、この推定を反証することができる。	月超経過している場合には、信用リスクが著しく増大していると推定する。ただし、契約上の支払期日から ~~30 日~~ 1 か月超経過していたとしても、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報によって信用リスクが債権等の発生の認識以降に著しく増大していないと説明できる場合には、この推定を反証することができる。」
B5.5.33	「金融資産の総額」の「総額」の意味を会計基準利用者が理解できないことを懸念する。この例に限らず、公開草案を作成する際には、補足が必要な程度のものであっても定義を文中の括弧書きで示すなど、会計基準の利用者にとっての分かりやすさを意識して、用語の定義、解説及び使い方を改善すべきと考える。 「購入又は組成した信用減損金融資産ではない金融資産について、信用減損している場合」という表現はわかりにくいため、「信	購入又は組成した信用減損金融資産ではない金融資産について、信用減損している場合には、次の差額により予想信用損失の見積高を算定する。	「総額」については、「総額での帳簿価額」を単に「帳簿価額」としても意味が伝わると考えられることから、「総額での」を削除する。また合わせて、読みやすさを改善するため、以下の通り文言の修正を行う。 「信用減損金融資産（購入又は組

IFRS 第 9 号の項番	聞かれた意見	関連する過去の審議における事務局提案	対応
	用減損金融資産(購入又は組成した信用減損金融資産を除く。)」等の表現の方が望ましいと考える。	(1) 金融資産の総額での帳簿価額 (2) 金融商品のキャッシュ・フローの見積額を当初の実効金利で割り引いた現在価値	成した信用減損金融資産~~ではない金融資産~~を除く。)について、~~信用減損している場合には~~、次の差額により予想信用損失~~の見積高~~を算定する。 (1) ~~金融資産の総額での~~債権等の帳簿価額 (2) ~~金融商品~~債権等のキャッシュ・フローの見積額を当初の実効金利で割り引いた現在価値」
B5.5.35	「30 日」「90 日」「180 日」という表現は、「1 ヶ月」「3 ヶ月」「6 ヶ月」とすることが望ましい。	受取手形、売掛金に係る 12 か月又は全期間の予想信用損失の見積高を算定する際、過去の信用損失の実績に基づき、一定の期日経過日数(例えば、期日未経過、30 日未	受取手形、売掛金等に係る予想信用損失の実務上の便法に関する例示であることから、他の日本基準との整合性を鑑み、「1 か月」「3 か月」「6 か月」とする。変更後の文言は以下の通りである。 「収益認識会計基準の範囲に含ま

IFRS 第 9 号の項番	聞かれた意見	関連する過去の審議における事務局提案	対応
		満の期日経過、30 日超 90 日未満の期日経過、90 日超 180 日未満の期日経過等）に応じた引当率を定める方法を用いることができる。その際、過去の信用損失の実績が著しく異なる顧客セグメントについては、グループを分けて適用する。	れる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る 12 か月又は全期間の予想信用損失の見積高を算定する際、過去の信用損失の実績に基づき、一定の期日経過日数（例えば、期日未経過、~~30 日~~ 1 か月以内の期日経過、~~30 日~~ 1 か月超 ~~90 日~~ 3 か月以内の期日経過、~~90 日~~ 3 か月超 ~~180 日~~ 6 か月以内の期日経過等）に応じた引当率を定める方法を用いることができる。その際、過去の信用損失の実績が著しく異なる顧客セグメントについては、グループを分けて適用する。」
B5.5.37	1 つ目の項における「デフォルト・リスク」の定義を確認したい。また、同項では、「デフォルトの定義は、」という表現が繰り返し用いられているため、2 つ目の「デフォルトの定義は、」の前に「また、」等の接続詞を加えることが望ましい。	会計基準第 27 項に定めるデフォルト・リスクの変動の判定において、デフォルトの定義は、原則として、対象となる金融	読みやすさを改善するため、聞かれた意見の通り、文言の修正を行う。修正後の文言は以下の通りである。 「会計基準第 27 項に定めるデフ

IFRS 第 9 号の項番	聞かれた意見	関連する過去の審議における事務局提案	対応
		商品について企業が内部信用リスク管理の目的で使用しているものを用いる。デフォルトの定義は、特定の金融商品について他の定義が適切なことを立証できる場合を除き、すべての金融商品に一貫して適用する。	ォルト・発生リスクの変動の判定において、デフォルトの定義は、原則として、対象となる金融商品について企業が内部信用リスク管理の目的で使用しているものを用いる。また、デフォルトの定義は、特定の金融商品について他の定義が適切なことを立証できる場合を除き、すべての金融商品に一貫して適用する。」
B5.5.39	X3 項について、取入れイメージでは(1) から(3)の特性を「考慮する」という表現となっている一方、IFRS 第 9 号 B5.5.39 項においては「一般的に以下の特性を有している」という表現となっている。また、現状の取入れイメージの記載では、考慮の結果としてどのように判断する必要があるかという点が不明瞭であるため、表現を再検討する必要があると考える。 X3 項について、(1) から(3)の特性を「考慮する」という表現と	前項で定めるローン・コミットメントに該当するかどうかの判断を行う際、金融商品の性質、金融商品が管理されている方法、及び信用リスクの著しい増大に関して利用可能な情報に関して、次の一般的な特	聞かれた意見を踏まえ、IFRS 第 9 号 B5.5.39 項により整合させるため、以下の通り文言を変更する。また合わせて、「当該金融商品」という文言を「金融商品」に変更する。 「前項で定めるローン・コミットメントに該当するかどうかの判断を行う際、金融商品は、金融商品

IFRS 第 9 号の項番	聞かれた意見	関連する過去の審議における事務局提案	対応
	なっており、考慮の結果どのように判断する必要があるかについて不明瞭であるため、定めの表現について再検討して頂きたい。 X3 項の(1)から(3)は要件を示しているように読める一方、IFRS 第 9 号 B5.5.39 項はこれを要件とは定めていないと考えられ、取入れイメージの内容が IFRS 第 9 号の内容と異なっている可能性がある。 X3 項の(1)から(3)について、「当該金融商品」と「金融商品」が混在しているため、表現の統一について再検討して頂きたい。	性を有しているかどうか考慮する。 (1) 当該金融商品には固定された期間又は返済の仕組みがなく、通常、契約上の解約期間が短い（例えば、貸手が事前通知 1 日で解約可能のクレジットカードや当座貸越枠等のリボルビング信用枠）。 (2) 貸手が有する契約を解約する契約上の能力は、金融商品に関する通常の日常的な管理においては行使されず、実際に契約が解約される可能性があるのは、貸手が当該信用枠のレベルで信用リスクの増大が	の性質、金融商品が管理されている方法、及び信用リスクの著しい増大に関する利用可能な情報~~に関して、次の一般的な特性を有しているかどうか考慮する。~~の結果として、一般的に以下の特性を有している。 (1) ~~当該~~金融商品には固定された期間又は返済の仕組みがなく、通常、契約上の解約期間が短い（例えば、貸手が事前通知 1 日で解約可能のクレジットカードや当座貸越枠等のリボルビング信用枠）。 (2) 貸手が有する契約を解約する契約上の能力は、金融商品に関する通常の日常的な管理においては行使されず、実際に契約が解約される可能性があるのは、貸手が当該信用枠のレベルで信用リスクの増大が識別された時に限定され

IFRS 第 9 号の項番	聞かれた意見	関連する過去の審議における事務局提案	対応
		識別された時に限定される。 (3) 金融商品が集合的なベースで管理されている。	る。 (3) 金融商品が集合的なベースで管理されている。」
B5.5.43	文末は「12 か月の予想信用損失の見積高を算定することができる。」ではなく、「12 か月未満の期間の予想信用損失の見積高を算定することができる。」とすべきではないかという点につき、確認したい。	前項にかかわらず、金融商品の予想存続期間が 12 か月未満である場合であっても、デフォルトが期末後 12 か月以内に発生する場合に生じることになる全期間におけるキャッシュの不足額を当該デフォルトが発生する確率で加重して 12 か月の予想信用損失の見積高を算定することができる。	聞かれた意見を踏まえ、読みやすくなるように、以下の通り文言の修正を行う。 「前項にかかわらず、金融商品の予想存続期間が 12 か月未満である場合~~であっても、デフォルトが~~、12 か月の予想信用損失の算定において、期末後の予測存続期間に発生する場合に生じることになる全期間におけるキャッシュの不足額に代わり、期末後 12 か月以内に発生する場合に生じることになる全期間におけるキャッシュの不足

IFRS 第 9 号の項番	聞かれた意見	関連する過去の審議における事務局提案	対応
			額を~~当該デフォルトが発生する確率で加重して 12 か月の予想信用損失の見積高を算定することができる~~用いることができる。」
B5.5.51	取入れイメージの企業内部又は外部のさまざまな情報源に含まれる(1)から(5)について、これらが限定列挙なのか例示列挙なのかを明確にして頂きたい。	予想信用損失の見積高の算定にあたって、過大なコストや労力を掛けずに利用可能で関連するすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮する際、使用する情報には、予想される期限前償還の影響、借手に固有の要因、一般的な経済状況、及び期末時点における現在の状況と将来の状況の両方が含まれる。また、その際、企業内部（企業固有）又は外部の	例示列挙であることを明確化するため、「次が含まれる」の前に「例えば、」を追加する。また合わせて、「予想信用損失の見積高の算定にあたって、」を金融商品会計基準の条項を参照する記載に変更する。変更後の文言は以下の通りである。 「~~予想信用損失の見積高の算定にあたって、~~会計基準第 27 - 2 項(3)に従って、過大なコストや労力を掛けずに利用可能で関連するすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮する際、使用する情報には、予想される期限前償還の影響、借

IFRS 第 9 号の項番	聞かれた意見	関連する過去の審議における事務局提案	対応
		さまざまな情報源を用いることができ、これには次が含まれる。 (1) 企業内部における過去の信用損失の実績 (2) (後略)	手に固有の要因、一般的な経済状況、及び期末時点における現在の状況と将来の状況の両方が含まれる。また、その際、企業内部又は外部のさまざまな情報源を用いることができ、これには、例えば、次が含まれる。 (1) 企業内部における過去の信用損失の実績 (2) (後略)」

以 上